

(2) 公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
刀根山高等学校	行政財産の使用許可を下記のとおり行っているが、その許可に係る行政財産の使用状況について、実地調査チェックリストを作成していなかった。					<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第7節 使用許可 第8 使用許可の留意点 3 使用状況の監督 規則 §31に基づき毎年1回、使用許可にかかる行政財産の使用については、実地調査チェックリストによりその状況を確認するとともに、許可条件に反したり、府の事務執行に支障を及ぼさないよう監督し、そのような事実が発生したときは、速やかに、その是正措置を講じること。</p> </div>	<p>今回の是正を受け、実地調査チェックリストを作成し、行政財産の使用許可をしている行政財産の使用状況を徹底調査した。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間		
	建物	108.61㎡	学校食堂	337,600円	H28.4.1～H32.3.31		
	土地	2.00㎡	電柱支線	3,400円	H25.4.1～H30.3.31		
	土地	7.00㎡	電話本柱 他	10,500円	H25.4.1～H30.3.31		
	土地	1.00㎡	看板 (災害避難場所表示板)	免除	H25.4.1～H30.3.31		
	土地	0.09㎡	標柱 (道路反射鏡)	免除	H25.4.1～H30.3.31		
	土地	0.2002㎡	公営ポスター掲示場設置	免除	H27.10.26～H27.11.30		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
東住吉高等学校	<p>校舎南側のコンクリート壁外側沿いの学校敷地内において、約30mにわたりブロックなどが設置され、近隣住民による花壇として利用されていた。</p> <p>行政財産が他者に利用されているにもかかわらず、占拠の防止及び解消に必要な措置を講じていない。</p> <p>(占拠箇所) 場所：校舎南側 幅：約0.4m(外壁の外側から側溝まで) 長さ：約30m(うち10m程度は、コンクリートによりブロックが固定されている。)</p>	<p>速やかに他者による行政財産の占拠状態を解消するとともに、今後は適正な財産管理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p> </div>	<p>校舎南側のコンクリート壁外側沿いの学校敷地内の花壇について、近隣住民に対し、学校敷地であることを説明し、住民が設置した部分については、撤去させた。</p> <p>その上で今後は、学校緑地として良好な状態で管理することとし、平成28年12月以降は学校周囲清掃作業委託のなかで学校外側の境界より内部分についても落ち葉の収集や除草などを実施することとした。</p> <p>今後は、学校緑地として有効に活用し、大阪府公有財産規則に基づき、適正な財産管理に努める。</p>

監査(検査)実施年月日(委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月24日)